

質疑応答書

業務名：広島国際会議場大規模改修基本計画策定支援業務

区分	質問	回答
1	<p>応募資格 基本計画の受託にあたり、受注組織として共同体（JV）としての取り組みは可能でしょうか。</p> <p>本件につきまして、設計 JV を組成させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>共同企業体（JV）として応募は可能です。その場合、プロポーザル説明書に記載する「5 応募資格」のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)、(3)、(5)の条件については、共同企業体の構成員全てが満たす必要があります。 ・(2)の条件については、共同企業体の代表構成員が満たす必要があります。 ・(4)の条件については、共同企業体として、技術者の資格要件・人数を満たしていれば問題ありません。 <p>ただし、共同企業体を結成した場合でも、「広島市税の納税証明書（写し可）」「申立書（様式3）」「消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）」については、共同企業体の構成員それぞれが提出してください（「応募資格確認申請書（様式2）」は、共同企業体として提出してください）。</p> <p>また、別添の「共同企業体結成届」「共同企業体協定書」「共同企業体委任状」を提案書提出期限（3月11日（水））までに提出してください。</p> <p>なお、参加する共同事業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めません。</p>
2	<p>応募資格 担当技術者（意匠）について複数の者を選任する場合、すべて受注者の組織に所属する者でなければならないでしょうか。一部他の協力事務所に所属する者でもよろしいでしょうか。</p>	<p>担当技術者（意匠）を複数名配置する場合、受注者の組織に所属する者を1名配置していれば、その他の者を協力事務所から配置しても差し支えありません。</p>
3	<p>受託候補者特定基準・応募資格 「受託候補者特定基準」の表中、「3 業務実績」の（2）に（総括責任者）と表記があります。「管理技術者・担当技術者一覧」の表には（総括責任者）の表記はありません。総括責任者の位置づけはどのようになりますでしょうか。</p>	<p>総括責任者は、技術者であるかどうかに関わらず、業務全体を総括する立場の者を指します。管理技術者が総括責任者を兼ねることは可能です。</p>
4	<p>受託候補者特定基準 「類似の施設を対象とした本件業務」につきまして、本件業務に類似の施設の基本設計以降業務も含む理解でありますが、相違ございませんでしょうか。</p>	<p>ここで言う「本件業務」とは、基本計画策定支援業務を指しており、設計業務や改修工事は含みません。</p>
5	<p>その他 基本計画業務の後の設計（基本・実施）組織の選定として、基本計画業務を担った組織が次の設計（基本・実施）を担うことの制約条件はありますか。</p>	<p>基本計画策定支援業務の受注者が、設計業務を受注することについて制約はありません。</p>